特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

アスリート委員会規程

（総 則）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「当連盟」という。）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

２ 委員会は、専門委員会とし、委員会 の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

（委員会の目的）

第２条 委員会は、パラ・パワーリフティング競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に 登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにパラ・パワーリフティング競技の普及発展に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第３条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

（1）アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること

（2）競技・強化環境の改善や整備に関すること

（3）パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること

（4）ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること

（5）選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること

（6）選手のセカンドキャリアの支援に関すること

（7）選手のコンプライアンス啓発に関すること

（8）パラ・パワーリフティング競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること

（9）連盟主催事業に協力しパラ・パワーリフティング競技の普及発展に寄与すること

（10）JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること

（11）その他選手に関すること

（構 成）

第４条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 １名

副委員長 １ 名～２名

委員 ２ 名以上 （現役アスリート男女各１名以上）

２ 委員長は、正会員の中から選考し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

３ 委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

４ 副委員長は、委員が互選し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第５条 現役アスリートは、年齢が 18 才以上で、かつ、当連盟の登録競技者 のうち、当連盟主催競技会および国際レベルの競技会に過去 4 年以内 に出場した選手とする。
2 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を 受けたことがない者でなければならない。
(委員の選任)
第６条 委員は自薦と他薦による候補者の中から選任される。
２ アスリート委員に自薦する者は、理事長に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で理事長に対して書面で推薦する。
３ 次期アスリート委員選任後、速やかに理事会に報告する。
(任 期)
第 7 条 委員長、副委員長並びに委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げ ない。
２ 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場 合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
３ 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任され るまでは、その職務を行う。
（委員会の開催）
第 8 条 委員会は、年 1 回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
２ 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも 委員会の開催を求めることができる。
３ 理事長、理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。
（議長）
第 9 条 委員会の議長は、委員長とする。
（決議）
第 10 条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決 するところによる。
（活動計画等）
第 11 条 委員長は、年間の活動計画を策定するものとし、理事会の 承認を得なければならない。
２ 委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当連盟で定める旅費規程による。
（事務局）
第 12 条 委員会の事務は、事務局が行う。
附則　　１．この規程の改廃は、理事会の決議による。
　　２．この規程は、2022 年 10 月 14 日から施行する。__